

漁業権について

1 漁業権とは

- 漁業権とは、①特定の水面において、②特定の水産動植物を、③一定の漁法で採捕又は養殖する権利で、④行政庁の免許によって設定される。
 - ・ 大昔から慣行等により地先水面で行われてきた漁業を営む権利が明治時代に制度化され、戦後の漁業改革により現行の漁業法等により民主化されたもの
 - ・ 営業として水産動植物の採捕又は養殖する権利（私法上の財産権）
 - ・ 採捕又は養殖する行為は「特定された水面」（漁場）に限定
 - ・ 目的物たる水産動植物の範囲及び採捕・養殖の手段方法などの態様は一定のものに特定
 - ・ 物権とみなされ（漁業法第23条）、権利者が一定の漁業を営むことを、一般人に対し保護する法律上の力を有する
 - ・ 物権とみなされ、土地に関する規定を準用される結果、物権的請求権（妨害排除・予防の請求権）をもつ
 - ・ 時効、先占、慣習によって取得されることはない
 - ・ 漁場の独占利用権でもなく、水面を支配し又は占有する権利でもない

2 漁業権の種類

- 定置漁業：定置網による漁業を営む漁業権（本県にはない）
- 区画漁業：水産動植物を水面の一定の場所（区画）に保有して、養殖業を営む漁業権（本県にはない）
- 共同漁業：一定地区の漁民が、一定の水面を共同で利用して営む漁業権
 - ・ 第1種：採貝、採藻など定着性水産動植物を対象する漁業
 - ・ 第2種：定置網の小規模なものなど、網漁具を移動しないよう敷設して、来遊する「浮魚」をとる漁業
 - ・ 第3種：地引網漁業とこれと性質を同じくする漁業等
 - ・ 第4種：瀬戸内海等でなされている寄魚漁業、島付こぎ釣漁業
 - ・ 第5種：内水面（河川、湖沼）等でなされる漁業で、第1種以外のもの
- 本県では、第5種共同漁業権を、17漁協（河川漁協12組合、湖沼漁協5組合）に設定。漁場としては、18漁場に漁業権を設定（単独漁場17、共同漁場1：道志村漁協・相模川漁連）

3 内水面の漁業権の特徴等

（内水面漁業の特徴）

- 内水面にはそれほど自然の魚が豊富ではなく、立地条件から採捕が容易なため、資源が枯渇するおそれが大きく、増殖しなければ漁業が成り立たない。
- 漁業を専業とする者が非常に少なく、農業、商業等の副業として行う者が大部分である。また、レクリエーションとしての釣りが普及し、地元以外からの釣り人が多い。

（増殖義務）

- 上記の内水面漁業の特徴から、第5種共同漁業権は、当該内水面が増殖に適した場合でなければ免許されず、免許を受けた漁協は、当該免許を受けた魚種の増殖義務を負っている。
- 増殖とは、稚魚、卵、成魚の放流、産卵床造成など、積極的かつ人為的な手段により水産動植物を増加させる行為をいい、漁具・漁法の制限、禁漁期間の設定など消極行為に留まるものは増殖に含まない。

(漁協の公共的性格)

- 第5種共同漁業権の免許を受けた漁協は、当該免許を受けた魚種の増殖団体であり、内水面漁場の管理団体であるため、非常に公共的な役割を担っている（国や地方公共団体に代わって、内水面の管理、増殖をしていると言っても差し支えない）。
- また、河川法においても、平成9年に河川環境の整備と保全を目的に加えた改正がなされ、環境保全に配慮した河川整備や管理が法律上位置づけられた。
- 魚の生息する河川や湖の環境維持には、漁協も大きな役割を果たしている。

(遊漁)

- 各漁協は遊漁規則を制定し、遊漁者（組合員以外の釣り人）の利用を図り、遊漁者からは遊漁料を徴収している（遊漁料の法的性格は、漁業権の侵害に対する受忍料とされている：「遊漁規則の作成及び認可について」（24水管第1419号））。
- 漁協が増殖義務を果たすための経費は、組合員の賦課金・漁業権行使料、遊漁者の遊漁料等が充てられている。
- 漁業権行使と遊漁の公平性を保つため、漁業権行使規則、遊漁規則は内水面漁場管理委員会の答申を経て知事が認可している。

4 漁業権の存続期間

- 水面の漁場利用は、水温、水流、餌となる生物など自然的条件、漁具・漁法や養殖技術等の進歩、漁村生活や消費者ニーズの変化など社会的・経済的条件等によって変化するため、その漁場の状態に応じて、科学的、合理的な見地から漁場利用の見直しを必要がある。このため、漁業権には存続期間が定められている。
- 共同漁業権は10年である（漁業法第21条）。

5 漁業権免許の一斉切替について

- 漁業権免許の一斉切替とは、存続期間が経過すると漁業権は消滅するため、漁場利用の見直しを行い、存続期間を空けることなく新たな漁業権を免許すること。
- 現行の漁業権の存続期間は、平成16年1月1日から平成25年12月31日までの10年間である（全国的にはほぼ同じ時期：始期が平成15年9月1日のところも多い）。平成25年12月までに漁業権の一斉切替を行う必要がある。

6 漁業権の一斉切替えの手続きとスケジュール

- 漁業権の一斉切替えの手続きは、大きく分けると、次の2つである。
 - ①知事による免許内容等の事前決定（漁業法第11条）
 - ②漁協による免許申請及び知事による免許（漁業法第10条ほか）
- 上記①の手続きを、「漁場計画の樹立」と呼んでいる（漁業法の法律用語ではない。以下事前決定される免許内容等を「漁場計画」という）。
- 漁場計画は、現に漁業権の存する水面においては当該漁業権の存続期間の満了日の3か月前までに、内水面漁場管理委員会の意見をきいて定めなければならない（漁業法第11条及び第11条の2）。
- 内水面漁業管理委員会は、上記の意見を述べようとする場合は、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない（漁業法第11条第3項及び第4項）。
- スケジュールは別添資料参照

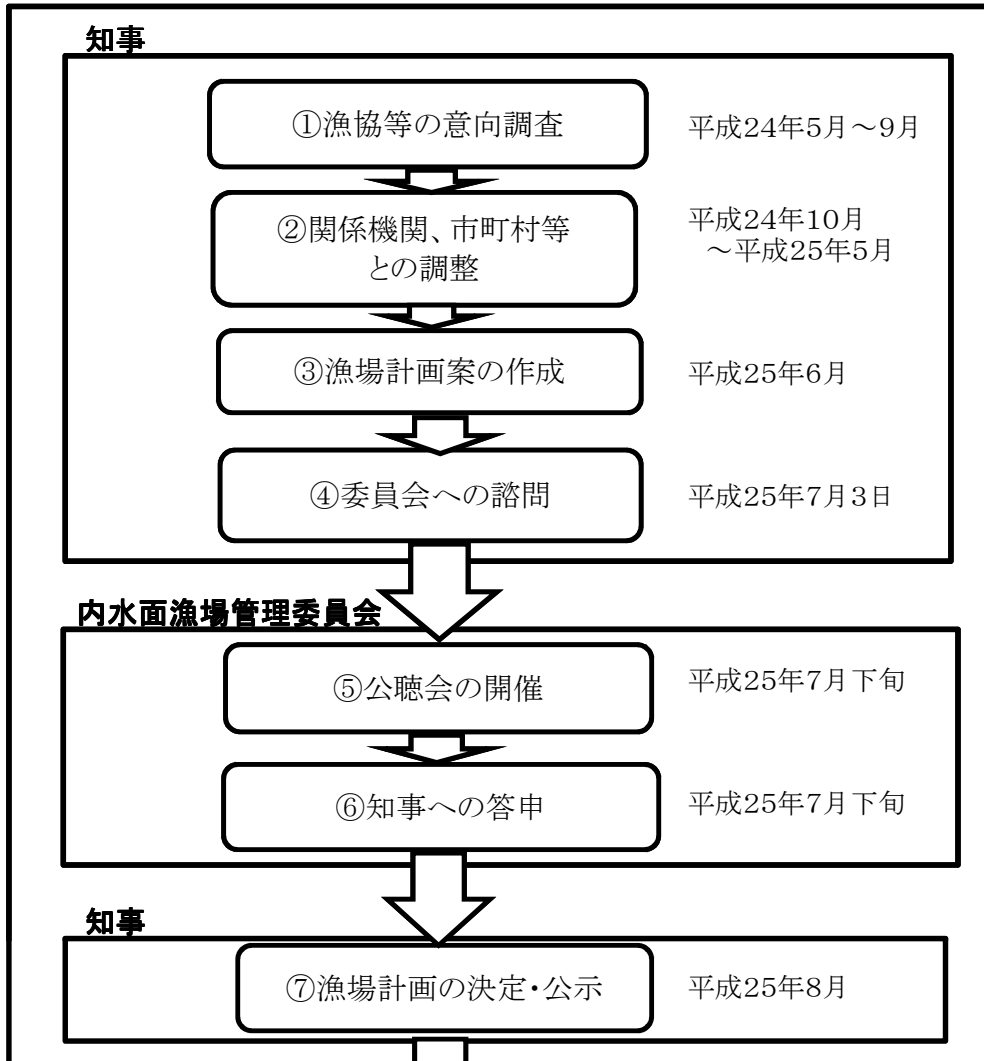
漁協別漁業権対象魚種一覧表

漁協名	ウナギ	ワカサギ	アユ	イワナ	ヤマメ	ヤマメ (アマゴ)	ニジマス	ブラウンマス	ヒメマス	オイカワ	ウグイ	コイ	フナ	オオクチバス
1 峡北	○		○	○		○	○			○	○	○		
2 山梨中央	○		○	○		○	○			○	○	○	○	
3 峡東	○		○	○		○	○			○	○	○		
4 富士川	○		○	○		○	○			○	○	○		
5 早川			○	○		○	○				○	○		
6 丹波川			○	○	○		○				○			
7 小菅村				○	○		○				○			
8 桂川	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	
9 都留			○	○	○		○				○			
10 秋山			○	○	○		○				○			
11 忍草				○	○		○	○						
12 道志村	○		○	○	○		○				○			
13 山中湖	○	○								○	○	○	○	○
14 河口湖	○	○					○			○		○	○	○
15 西湖	○	○			○				○	○	○	○	○	○
16 精進湖	○	○								○		○	○	
17 本栖湖	○	○					○		○	○		○		
18 道志村・相模川 (共同漁場)	○		○	○	○		○				○			

※塗りつぶした魚種は平成25年度漁業権免許一斉切替により削除される魚種

漁業権免許の一斉切替に係る手続き(フローチャート)

1 免許内容の事前決定手続き(漁場計画の決定:漁業法第11条)



2 漁業権の免許(漁業法第10条)

